

古文書倶楽部

【発行】
秋田県公文書館
2020. 9
第 97 号

令和2年度 企画展

「所蔵資料にみる 秋田の行事とくらし」から

展示資料「風俗問状答」について

今年度の当館企画展は、「所蔵資料にみる秋田の行事とくらし」をテーマに開催します。前期が八月二十四日(月)から九月二十一日(火)、後期が十月三十日(金)から十二月一日(火)の日程です。前期と後期でテーマは同じですが、前期は夏を中心に、後期は冬を中心にして若干の展示資料の入れ替えをします。

今年度は、新型コロナウイルスの影響により、秋田県に限らず全国各地で各種行事やお祭りが中止を余儀なくされていますが、今回の企画展において当館所蔵資料により先人たちの歩みをたどりながら、秋田の魅力を見つめ直す機会になれば幸いです。今号の古文書倶楽部では、企画展における主な展示資料である「風俗問状答」を紹介いたします。

今回の企画展で数多く展示している資料が、「風俗問状答」です。文化年間、幕府の御用学者である屋代弘賢が、諸国の生活ぶりについて全部で三十一項目におよぶ質問をしたものを「諸国風俗問状」と呼んでいます。そして、それに対して回答したものが「風俗問状答」です。現

企画展「所蔵資料にみる秋田の行事とくらし」を当館二階特別展示室で開催しています。前期は、九月二十二日(火)までです。入場無料です。ぜひお立ち寄りください。

在、出羽国秋田領の他に備後国福山領、越後国長岡領など、約二十種の問状答の存在が確認されています。

秋田領の「風俗問状答」は、儒者である那珂通博と地誌編纂に携わった淀川盛品により編著されました。そして、当館所蔵本の他にも異本の存在が確認されています。国立公文書館所蔵の内閣文庫本(五冊構成)、同じく内閣文庫本(二冊構成)、大館市立栗盛記念図書館所蔵の真崎文庫本、国立国会図書館所蔵本の四種です。これらの異本との比較展示をしたコーナーも展示します。



「風俗問状答 1」
(混架7-576-1)

当館所蔵本は、風俗編・神社仏閣編・図編の三冊で構成されています。前期展示では、眠り流し(竿燈および能代の眠り流し燈籠)、カマクラ、さいのかみ祭りを展示しており、それぞれの図に対応した叙述と翻刻も一緒に展示しています。「風俗問状答」の素晴らしいところは、図編の図には、必ずそれに対応した叙述が風俗編にあるということです。そのため、図だけで

は読み取れない、当時の様子が浮かび上がってきます。図と叙述の一例をご覧ください。



能代の燈籠の図

この眠流してふこと、城北の能代の港にハ、ことにはなやかに候。わたりハ二丈ばかり、高ハ三丈にも四丈にもする。屋台・人形さまの工を尽し、皆蠟引たる紙にして五彩をいろどり、瑠璃燈に似たり。年々新奇を競ひ、もとも壮観にて候

いかがでしょうか。図のみで見ると、印象が強く感じられませんか。今回展示する「風俗問状答」の他の図も同様にご覧いただけます。

今回の企画展では、「風俗問状答」の他にも、各種日記や関連絵図、日吉八幡神社の記録など、様々な資料を約四十点展示しています。その中でも、「祭礼図」(AH三八五・六)という資料は、全長で六九七cmにおよぶスケールの大きい資料であり、当館の企画展でも初めて展示されます。展示スペースの関係で半分程度しかご覧いただけませんが、当時の祭礼の生き生きとした人々の表情を見ることが出来ます。ぜひ会場に足を運んでお楽しみください。

藩政から県政へ

〜旧藩を土台に生まれた秋田県〜

八月二十九日は「県の記念日」です。明治四年の廃藩置県によって「秋田県」が誕生した日の旧暦七月十四日を新暦に換算し、昭和四十年に制定されたものです（以下の文章は、当時の史料に沿って旧暦で記します）。

しかし、廃藩置県の翌日から全く新しい体制で地方行政がスタートしたわけではなく、その後、十一月二日の府県統合により現在の県域が新たな秋田県に設置され、翌年三月十三日に正式に開庁しました。

開庁まで八か月間の県政に関する記録は明治六年八月の県庁舎火災で多く失われたため、下記の一覧表に挙げたわずかな史料を使い、この期間の県政運営の実状を追ってみましょう。

○廃藩置県後の県政運営

「雑記」によると、廃藩置県の詔が出た翌日、明治四年七月十五日午前十時、秋田藩の東京邸庁（元藩邸）責任者の信太権少参事が太政官に出頭し、大広間で次のように言い渡されました。

今般藩ヲ廢シ県ヲ被置候ニ付而ハ、追而御沙汰候マテ大参事以下是マテノ通事務取扱可致候事

大参事以下の職員へ以前通り事務を行うように指示しています。県令や権令が未だ任命されなかったもので、幕末の家老須田盛貞が明治期の秋田藩から引き続き秋田県の大参事も務めました。七月以後の「公務控」を見ると、秋田県は

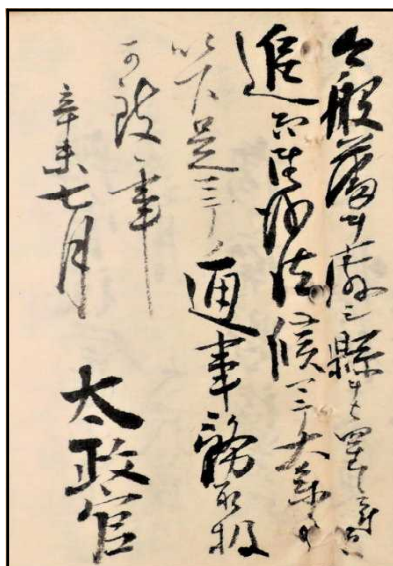
旧秋田藩の職務分課を部分改正し使っています。

○廃藩置県後の佐竹家

「久保田藩庁記録」で、七月から十月の東京邸庁から秋田県庁への報告を見ると、「従三位様 従四位様 御家族様 益御機嫌能被遊御座奉 恐悦候」の書き出しで始まります。「従三位様」は佐竹義堯、「従四位様」はその養嗣子義脩を指します。八月から九月の報告には、十一代藩主の正室諒鏡院らの東京府移住に関する記録が見られます。十一月の報告から「従三位様」で始まる書き出しが消えるので、佐竹義堯らが既に秋田県を去っていたことが分かります。

○府県統合後の県政運営

十一月三日の「公務控」を見ると、府県統合後、旧県管轄の地所及び年貢と村々を新県に引き渡すこと、当分、旧県職員がこれまでの庁舎で事務を扱うことを太政官の指示として記しています。新県に統合された旧秋田・岩崎・亀田・本荘・矢島・江刺県（鹿角郡）では、旧藩以来の職員が引き続き仕事をしました。十三日に、村上光雄（元黒羽藩士・現栃木県内）が秋田県



「雑記」(A312-80)

参事に任命され、着任するまで当分の間、新県の事務は旧県職員で担当し、旧秋田県が他の旧県からの願や伺に添書を付けて諸省に提出するように指示されました。「久保田藩庁記録」を見ると、二十日に須田盛貞が新県の七等出仕に採用されていますが、病気を理由に出勤せず免職されました。そして、二十五日に村上が参事に着任しました。「明治五年明細短冊」(A280-80)を見ると、県職員の約六割が旧秋田県職員です。

○新秋田県の正式開庁

明治四年十二月二十七日、村上参事の上司として、島義勇（元佐賀藩士）が権令に任命されました。「雑記」を見ると、島権令の着任は明治五年二月末です。また「公務控」を見ると、三月までは旧県も併存して管内の事務や残務処理を行っていました。旧県職員から新県職員へ事務が引き継がれ、三月十三日に新たな秋田県が開庁しました。

秋田藩はじめ旧藩の職員によって、廃藩置県以後、太政官からの通達や管内からの上申が処理されていました。日々の行政において、旧藩から県へ行政が連続していた実状が、当館の史料から分かります。秋田県は、旧藩の職員と組織を土台に生まれたと言えます。

【柴田知彰】

史料名	年代	資料番号
公務控	明治元年1月～5年3月	AS312-85-1～13, 930103-11440
久保田藩庁記録	明治3年12月～4年12月	混架14-260
雑記	明治元年9月～6年9月	A312-79～80
明治五年明細短冊	明治5年	A280-80